

議案第41号

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月14日提出

日野町長 埴田 淳 一

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により条例改正が必要となった。

2 改正内容

・根拠法令である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、認定こども園の認定に関する条項に変更が生じたことによる改正（第15条）

3 附則規定

公布の日から施行する。

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年日野町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前こどもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前こどもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。